

「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業について

一般財団法人都市農地活用支援センター
常務理事・統括研究員 佐藤 啓二

(1) はじめに

(一財)都市農地活用支援センターは、三大都市圏を中心に、都市農家、JA、地方公共団体等による農住の調和したまちづくりを支援するため、平成5年度から依頼に応じて各地に専門家(まちづくり専門家、税理士、弁護士等)を派遣する、「都市農地活用・保全アドバイザー制度」を運営・実施している。(平成22年度末実績派遣件数26都道府県856件)



「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業
— 農業者や都市住民の皆様からのご依頼を専集中です。 —
(一財)都市農地活用支援センター

〒100-0002
東京都千代田区千代田3-13
農住連携センター
TEL: 03-5561-4881
FAX: 03-5561-4882
E-mail: info@nook.or.jp
http://www.nook.or.jp/nook.html

関係協力団体
 ○NPO全国農業者団体連合会
 ○千葉県農林総合研究センター
 ○NPO日本農業振興普及協会
 ○NPO日本セルブセンター
 ○(一財)農動舎住宅財団
 ○(一社)JA共済総合研究所

社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを望みたいニーズが次第に高まっています。本業で忙しすぎる農業者や都市在住の農家の皆さんが「農」のある暮らしづくりの取組を支援するため、ご依頼に応じ、都市農業、福祉・コミュニティ、教育、防災、まちづくり等の専門家を派遣し、必要な助言・指導を行います。

【テーマの例】
 ○農業体験農園の開設 ○高齢者施設への農芸療法への導入
 ○水田を利用した市民イベント ○農家と学校が連携した食育の取り組み
 ○空き農地を活用したサービス ○地域交流機能を取り入れた賃貸借管理
 ○マンションの空き地を利用した菜園作り ○農を軸しサービス付き高齢者住宅
 ○園地周辺の空き農地を活用した生きがい教室 等々

当センター又は関係協力団体のホームページ上の共通(バナー)からアクセスして下さい。

平成22年8月23日(火)～平成22年12月26日(金)
本事業は、農林水産省の交付金により「農」のある暮らしづくり支援対策として実施しています。

「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業
申し込みはこちら

制度自体は当センターのプロパー事業であるが、当センター設立の経緯を踏まえ、農住組合の設立支援・農住調和のまちづくり推進(国交省)等、都市農地・都市農業に関する国の行政施策との連携を重視して制度運営を行ってきた。

近年農地の保全、都市農業の振興に光が当てられるようになり、平成25年度に農林水産省が「農」のある暮らしづくり交付金を創設し、その全国支援事業として農業、福祉、教育、防災等の専門家の各地への派遣を行うこととなったことから、「都市農地活用・保全アドバイザー制度」を基礎として「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業に取り組むこととなった。

平成25年度は、全国約50地区に専門家を派遣し、各地域での「農」のある暮らしづくりの取組を支援することができた。

平成26年度は、地区数を倍増し、全国約100地区に専門家を派遣して取組支援を行うこととしており、本誌を借りて関係者の皆様方の積極的な活用をお願いしたい。

以下、この事業の経緯、平成25年度の実績、平成26年度の計画をご紹介します。

(2) 農業の振興に関する検討会と「農」のある暮らしづくり交付金の創設

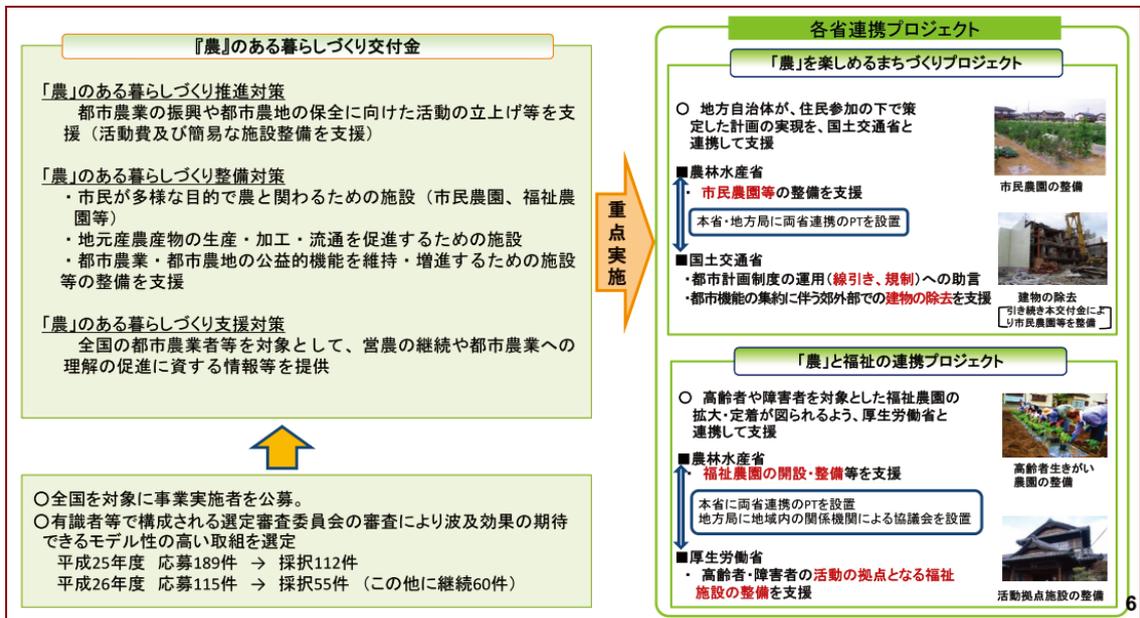
日本社会の基調が人口減少、急激な高齢化の進展、都市の縮退に転じる中、これまで都市計画と農業の狭間に塩漬けされてきた都市農業・都市農地を取り巻く環境が大きく変化しようとしている。

国土交通省では社会資本整備審議会都市計画制度小委員会において、成長時代の都市計画制度の背骨とも言うべき線引き制度の見直しを含む都市計画制度の総点検が進められ平成24年9月に「都市と緑・農の共生」の理念を掲げた中間答申がまとめられた。

農水省においても、食料自給率の向上を目指す新しい「食料・農業・農村基本計画」で、都市農業の振興がより鮮明となり、農村振興局長の下に都市農業の振興に関する検討会が設置された。

国交省の担当官もオブザーバー出席して集中的に検討が進められ、平成24年8月に中間とりまとめが公表されたが、その中では、都市農業の果たしている多面的機能等に対する国民的理解の醸成と多様な主体による都市農業振興・都市農地保全の取組を支援することが急務であり、早急に予算措置等の取組を行うべきことが示された。

こうした背景を受け、農林水産省では平成25年度に「農」のある暮らしづくり交付金制度を創設し、都市及びその近接地域において、ソフト事業・ハード事業の両面から「農」を楽しめる暮らしづくりを支援する



(農林水産省公表資料)

こととなった。

「農」のある暮らしづくり交付金は、都市的地域における市民農園の区画数の拡大（平成23年度15万区画→平成29年度20万区画）を政策目標として掲げ、次の3本柱で構成されている。

① 「農」のある暮らしづくり推進対策

(原則1年～2年)

都市の住民が「農」と触れ合う機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援

実施主体：民間団体、NPO、市町村等

想定される活動例：遊水機能の優れた水田の保全活動、学童の農業体験を通じた食育の推進、高齢者福祉農園の開設準備、既存施設を利用した学童農園の立ち上げ

② 「農」のある暮らしづくり整備対策 (原則1年)

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な施設整備を支援

補助率：1/2以内

実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者、市町村等

想定される施設整備例：市民農園・障害者雇用農園等の整備、簡易な生産基盤の整備、防災兼用井戸の整備

③ 「農」のある暮らしづくり支援対策

(原則1年～2年)

「農」のある暮らしづくりに向けた全国の活動を支援

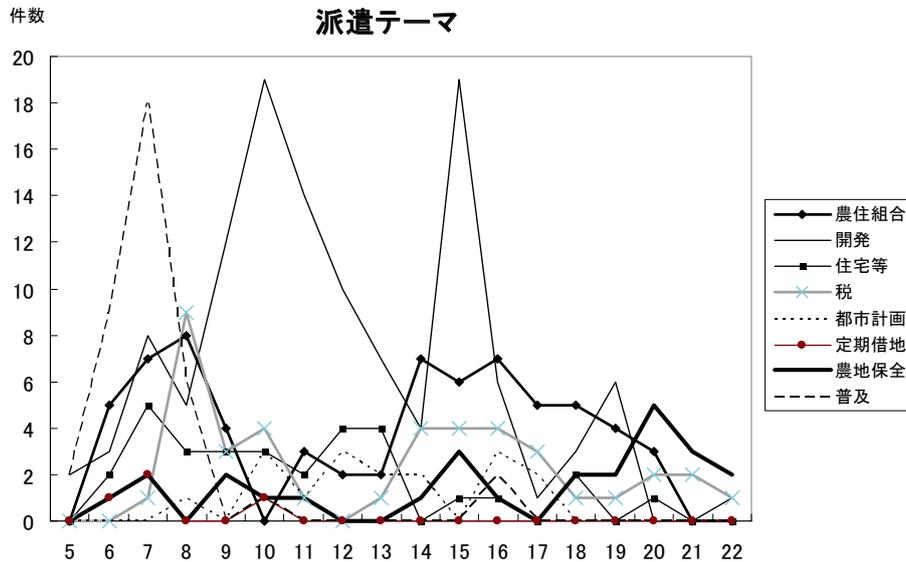
- 農業、福祉、教育、防災等の専門家の各地への派遣
- 都市農業の意義の啓発のための情報の整備
- 効果的な情報提供手法の開発等

中心となっているのは、①「農」のある暮らしづくり推進対策で、全国を対象に事業実施者を公募し、有識者等で構成される選定委員会の審査により波及効果の期待できるモデル性の高い取組を選定している。

実績は、平成25年度は応募189件→採択112件、平成26年度は応募115件→採択55件（この他に継続60件）となっている。

(3) 交付金による「「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業」

(一財)都市農地活用支援センターが平成5年度から実施してきた「都市農地活用・保全アドバイザー制度」は、これまで農住組合の設立支援等をテーマにしたものが多かったが、近年農地の保全、都市農業の振興に光が当てられるようになり、都市農地・農業の多面的機能に着目したまちづくりの事例が増加していることから、「都市農地活用・保全アドバイザー制度」の改革が課題となりつつあった。



こうした時期に、上記の「農」のある暮らしづくり交付金が創設されたことから、当センターとして、これまでの「都市農地活用・保全アドバイザー制度」運営・実施の実績を基礎に、③の「農」のある暮らしづくり支援対策（農業、福祉、教育、防災等の専門家の各地への派遣）業務を引き受けることとし、その任務を果たす中で今後の「都市農地活用・保全アドバイザー制度」改革の方向を見定めることとした。

公募による事業者選定であったが、幸いにして当センターの提案が受け入れられ、平成25年度～26年度の2ヵ年事業として、当センターが農林水産省の「農」のある暮らしづくり支援対策（農業、福祉、教育、防災等の専門家の各地への派遣）（以下、文中で「『農』のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業」）を実施することとなった。

このようにして誕生した「『農』のある暮らしづく

りアドバイザー」は、派遣依頼主体が農業者から都市住民まで幅広いこと（農業者やその団体、地域で活動している住民、企業従業員やその団体、社会福祉法人、NPO、学校、自治体等）及び派遣テーマが次のように大変多様であることに最大の特色がある。

【テーマの例】

- 農業体験農園の開設
- 水田を利用した市民イベント
- 空き農地を活用したデイサービス
- マンションの空き地を利用した菜園作り
- 団地周辺の空き農地を利用した生きがい就労
- 高齢者施設への園芸療法の導入
- 農家と学校が連携した食育の取組み
- 地域交流機能を取り入れた直売場整備
- 農を楽しむサービス付き高齢者住宅

	平成25年度				平成26年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
◆専門家の派遣								
専門家派遣制度検討会		◆		◆	◆			
アドバイザー登録			-----	-----	-----	-----		
窓口設置		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
ニーズのくみ取り	-----	-----	-----		-----	-----		
アドバイザー会議		◆				◆		
農地保全・活用ゼミナール				◆				◆
アドバイザー派遣		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
◆シンポジウムの開催								
首都圏等							◆	
◆課題・解決策をまとめた報告書作成								
報告書作成				-----				-----

なお、当センターの恒久的制度である「都市農地活用・保全アドバイザー制度」に対し、「『農』のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業」は25年度～26年度の2ヵ年の時限の決まった事業であることから、JA及び自治体からの派遣依頼については可能な限り「都市農地活用・保全アドバイザー制度」として実施することとした。

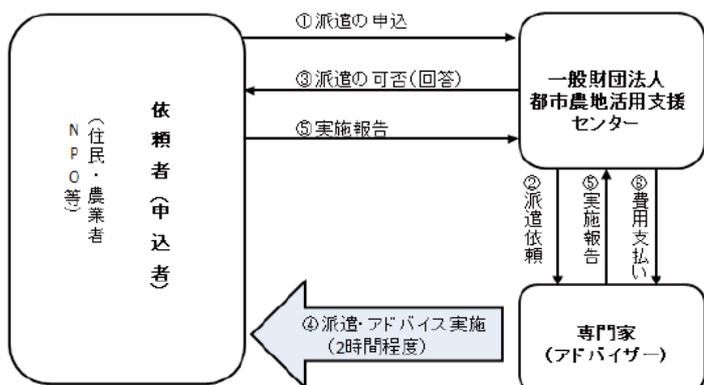
(4) 平成25年度の取組

「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業を実施するにあたり、農林水産省と協議し、当センターの都市農地活用・保全アドバイザー制度を基礎に実施するものの、福祉や食育等、従来のアドバイザーの手薄となっている分野をカバーするため、当センターのアドバイザーを拡充するとともに、関係する福祉や市民農園等の専門家団体と連携し、こうした団体に所属する専門家を積極的に活用させていただくこととなった。

① 専門家派遣制度検討会等

以下の関係協力団体の了解を得て、制度要綱を確定し、平成25年8月末から制度をスタートした。

- ◆ 特定非営利活動法人全国農業体験農園協会
- ◆ 特定非営利活動法人千葉県市民農園協会
- ◆ 特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会
- ◆ 特定非営利活動法人日本セルフセンター
- ◆ 一般財団法人高齢者住宅財団
- ◆ 一般社団法人JA共済総合研究所高齢社会・福祉研究グループ



② アドバイザー登録等

地域の様々なニーズに対応するため、各関係協力団体に所属する専門家を派遣するシステムを構築すると共に、当センターの都市農地活用・保全アドバイザーについて、新たに福祉、食育、住宅等の5名の専門家を加え、計60名を登録した。(未登録15名)

また、ホームページ、電話等で対応すると共に、都市農地活用・保全アドバイザー会議や都市農地活用実践ゼミナールの場を通じて案件の掘り起こしに努めた。

【都市農地活用・保全アドバイザー会議】

東京：日時：平成26年2月20日（木）13：30～

場所：ちよだプラットフォームスクウェア

5F 504号室

大阪：日時：平成26年2月21日（金）13：30～

場所：千里ライフサイエンスセンター

7F 701号室

◇ 議題

- ① 「農」を楽しめるまちづくりプロジェクトについて（農水省担当官）
- ② 「農」のある暮らしづくり交付金による専門家派遣事業の活用について
- ③ JA及び関係専門家団体等との協力体制の構築について

【農地活用実践ゼミナール】

日時：平成26年2月6日（木）10時～12時15分

場所：中央大学 駿河台記念館 670号室

講義1 「農」を楽しめるまちづくりプロジェクトについて

講師 高塚 泰誠 氏

講義2 調布市等における「農の風景育成地区」の取組み

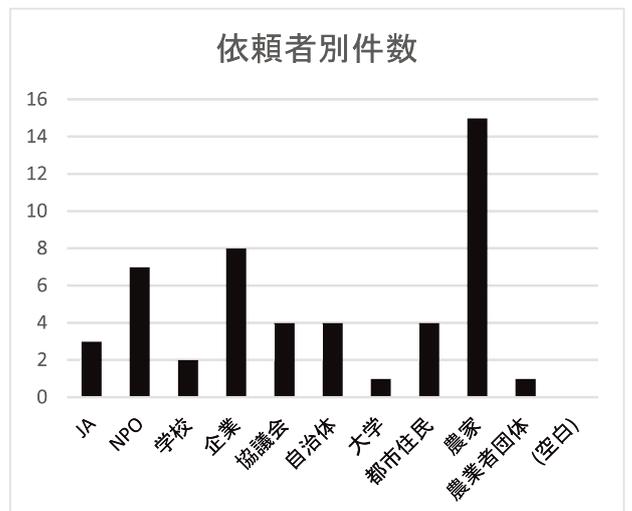
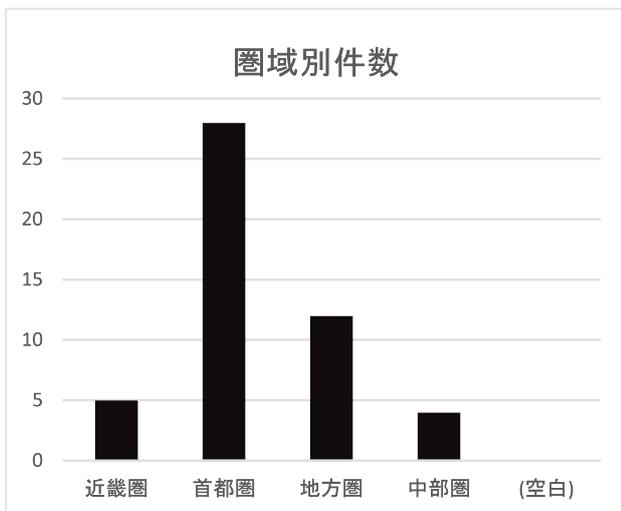
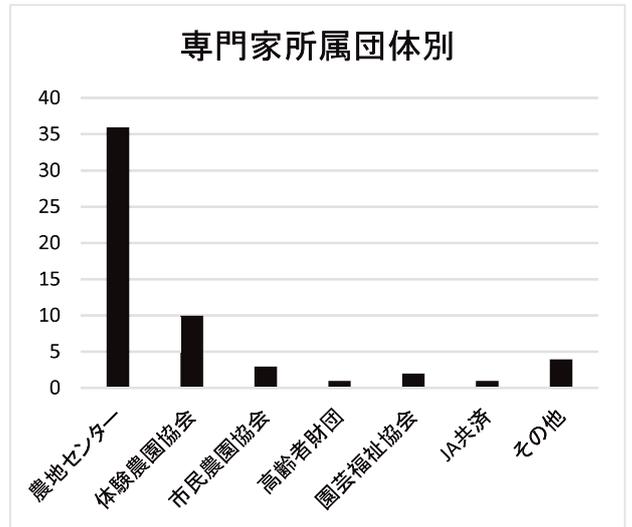
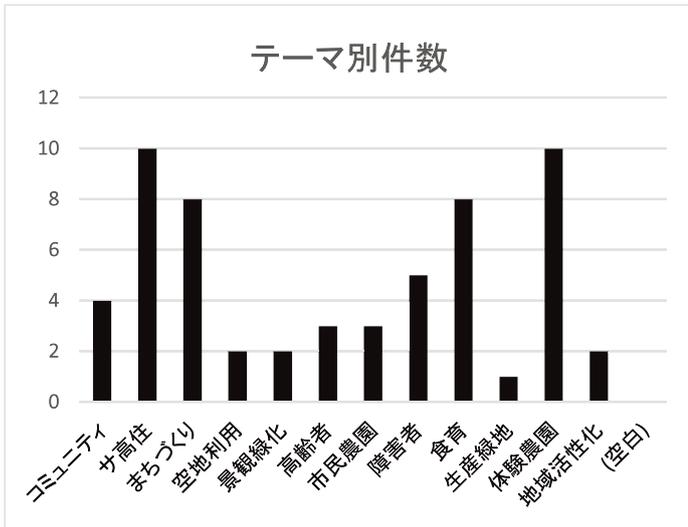
講師 大橋 南海子 氏

③ アドバイザーの派遣

全国の農家、都市住民、企業、NPO等の依頼に応じ、「農」のある暮らしづくりへの取組みを支援するため、テーマに応じた専門のアドバイザーを派遣した。

(49地区 62名)

その内訳は図の通りである。



テーマ別には、体験農園＋市民農園の開設指導が最も多くなっており、次いで農を楽しむサービス付高齢者向け住宅のプランニング指導、食育となっている。

園芸療法や福祉農園等の高齢者サービスや農を活用した障害者の自立支援も多くなっている。

圏域では、首都圏が最も多く、次いで地方圏、近畿圏や中部圏はそれほどでもない。

派遣依頼者は、農家が最も多く、企業、NPO、都市住民等が次いでいる。

派遣された専門家の所属団体では当センターが6割強で、NPO全国体験農園協会が次いでいる。

(5) 平成26年度の計画

冒頭述べたように、平成26年度は継続事業でもあり、4月末からの派遣体制をとり、年間を通じて100地区へ専門家を派遣するべく取組を強化している。

また、農林水産省の予算上の重点事項として、他省庁との連携プロジェクト推進がかかげられており、厚生労働省との農・福（福祉）連携プロジェクト及び国交省のコンパクトシティ化（低炭素化法、都市再生特別措置法）と連携した農を楽しむまちづくりプロジェクト関連のもの掘り起こしに注力することとしている。

農業者のみならず、地域で活動されている住民・団体のみなさまへ

みなさまのまちで農を楽しむ暮らしづくりはじまいませんか？

平成26年度「農」のある暮らしづくりアドバイザー派遣事業

『農』のある暮らしづくりのアドバイザーを派遣します **無料**

農業、福祉、まちづくり等の専門家が出向き、農業・農地を活かした『農』のある暮らしづくりのアドバイスや勉強会等での説明を行います

【テーマの例】

- 農を楽しむ暮らしづくりプロジェクト
- 農業体験農園の開設
- 水田や畑を利用した市民イベント
- 地域交流機能を取り入れた産売所整備
- 農家と学校が連携した食育の取り組み
- 農を楽しむサービス付高齢者住宅
- 団地周辺の空き農地を活用した生ごみ回収
- マンションの空き地を活用した果樹作り
- 高齢者施設への園芸療法を導入
- 空き農地を活用したサービス等々

申込み受付：平成27年2月28日まで

詳しくは農業者および以下の団体のホームページをご覧ください。

●事業主体 一般財団法人 都市農地活用支援センター <http://www.tokyo-urj.or.jp>

●関係協力団体

NPO 全国農業体験農園協会、NPO 千葉県市民農園協会、NPO 日本園芸療法普及協会、NPO 日本まちづくりセンター、(一財)高齢者住宅財団、(一社)JA 共済総合研究所 福祉推進課(研修)

※本事業は、農林水産省の「『農』のある暮らしづくり交付金」により実施しています。